

# 児童福祉サービス(障害児通所支援サービス)について



## サービスの内容

### ●児童発達支援

就学前の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知能技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

### ●放課後等デイサービス

就学中の障がい児を対象に、授業の終了後や休業日に施設へ通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

### ●保育所等訪問支援

保育所などを現在利用している障がい児、又は利用する予定のある障がい児を対象に、保育所等で集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

## 【日田市内の事業所】

\*サービスの負担金は、所得に応じて決定します。

|                 | 児童発達<br>支援 | 放課後等<br>デイサービス | 保育所等<br>訪問支援 | 電話<br>(市外局番 0973) | 住所                |
|-----------------|------------|----------------|--------------|-------------------|-------------------|
| こども発達支援センター「銀河」 | ○          | ○              |              | 26-3111           | 中釣町 485-3         |
| こどもデイサービス ピーす   | ○          | ○              |              | 24-2451           | 淡窓 1 丁目 53-5      |
| あしすと・プラス+       |            | ○              |              | 29-8390           | 三本松新町 7 番 7 号     |
| 放課後デイサービス にじっこ  |            | ○              |              | 28-6775           | 日ノ隈町 196-6        |
| 児童発達支援センター び〜と  | ○          | ○              |              | 28-5626           | 吹上町 1182          |
| ことばひろば          | ○          | ○              | ○            | 23-6100           | 新治町 189-5         |
| さわやか愛の家 ひた館     | ○          | ○              |              | 25-5002           | 田島 1 丁目 7 番 184 号 |
| こどもプラス日田教室      |            | ○              |              | 29-8707           | 元町 18-18          |
| アンジン            | ○          | ○              | ○            | 24-9597           | 財津町 2669-1        |
| まるさんかくしかく       | ○          | ○              | ○            | 28-8180           | 大字庄手 349-1        |
| キラリ月隈           | ○          | ○              |              | 28-8005           | 城町 1-7-34         |
| こども発達支援 こころわ    | ○          | ○              | ○            | 22-2740           | 丸の内町 7-25         |

## 障害児通所支援サービスの対象

●障害者手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳)をお持ちの児童

●児童相談所や医療機関から意見書等で、療育の必要性を認められた児童

\*障がいや診断名がなくても、支援の必要性が認められれば対象となります

## 相談支援事業所

福祉サービス利用の相談やサービスの利用計画の作成等を行います。 \*相談や計画作成の費用は無料

## 【日田市内の事業所】

\*Beeすけっと

Tel0973-27-6251

日田市淡窓 1 丁目 2-5

\*はぎの

Tel0973-24-2451

日田市淡窓 1 丁目 53-5

\*ポノ

Tel0973-28-5384

日田市淡窓 1 丁目 2-18 AYビル 1 階

\*なぎの風

Tel090-1080-5800

日田市大字庄手 444-2

\*エレン

Tel080-1762-7746

日田市大字石井 1305-17

\*アンジン plus 1

Tel0973-24-9597

日田市大字三和 2669-1 (財津町)



# \*児童通所福祉サービスの利用の流れ\*



## 相談・申請

- 相談支援事業者や市の福祉支援課（障害福祉係）に相談することができます。
- サービスの利用を希望する場合は、市の福祉支援課（障害福祉係）窓口で申請することができます。（\*申請は、原則として保護者が行います。）

## 市の職員と面接

- 支援の必要性を把握のために、聞き取り調査が行われます。  
（内容：お子さんの心身の状況、置かれている環境、保護者の状況、他のサービスの利用状況など）



## 相談支援事業所と話し合う

- 相談支援事業所と保護者が話し合い「障害児支援利用計画・案」を作成します。  
\*保護者などによる作成も可能。 \*計画案は、市へ提出します。

## 支給決定後、受給者証が届く

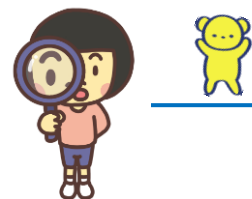
- 市では、お子さんの状況や保護者の意向、児童相談所などの意見、障害児支援利用計画案などを踏まえ、サービスの支給の要否や支給量、支給期間、負担金などを決定し、申請者に通知します。

## 相談支援事業所や利用事業所と話し合う

- 決定した内容に基づき、相談支援事業所や利用事業所と話し合い、「障害児支援利用計画」を作成します。 \*保護者などによる作成も可能 \*計画は、市へ提出します。

## サービスの利用開始

- サービス提供事業所と契約を結び、サービスの利用を開始します。



## サービスの利用途中

- サービスの量や内容等については、利用開始後も一定の期間ごとに確認（モニタリング）を行い、必要に応じて見直しを行います。